

【6】感染症への対応

- ① 甲および乙の自分自身や家族に、下記に定める感染症やその疑いがある場合、訪問は実施いたしません。インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(3日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性嘔吐下症、手足口病、新型コロナウイルス、その他「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に定められた感染症。また、ご自身やご家族に37.5度以上の発熱がある場合はご相談させて頂く場合がございます。
- ② 甲および乙は、サポート実施日より3日以内に、甲自身およびその家族あるいは乙自身が、上記感染症を発症した場合、相手方に対しその旨を連絡するものとします。

【8】サポート時の注意

- ① 乙は、サポート時には、善良な管理者としての注意義務をもって、その業務を行うこととします。
- ② 甲は、事故が発生しないよう、サポート場所には危険物のないよう十分配慮するものとします。
- ③ 乙が、甲の赤ちゃん等をお預かりした際に、そのアレルギー、持病など特殊事情により事故が発生し、その特殊事情につき甲が事前に乙に伝えていない場合は、乙は、その責任を負いません。
- ④ 訪問中には、できるだけマスクの着用をお願いします。マスクを外してご利用を希望される場合には、甲と乙両者同意の上で実施します。
- ⑤ 業務内容を超える範囲でのケアをご希望の場合は、甲、乙両者で相談の上、別の日に改めて、ご予約いただき、同日のケアは行いません。

【9】個人情報の取り扱い

- ① 乙およびしらさぎふれあい助産院では、甲より取得した個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き第三者に提示開示いたしません。
・甲の同意を得た場合、
・法令により開示が求められた場合、
・児童福祉法、児童虐待防止法などにより乙に通告義務が発生する場合（乙の判断によって、赤ちゃん等に虐待が発生していると思われる場合に、通告することがあります）

以上

ご利用者氏名 () 訪問助産師 ()
住所 () 連絡先 (- -)

中野区鷺宮 3-3-6 シュプール 101
しらさぎふれあい助産院